

社会福祉法人 天心会 個人情報保護方針

当法人は、「人間が人間らしい生活を過ごせることに貢献する」という理念のもとで、ご利用されるひとり一人の視点にたって医療と福祉の両面から最適なサービスを構築するよう努めてまいりました。今後もその活動を継続していくためには、皆様から必要な情報を提供していただくことが必要不可欠であります。

そこで当法人では、皆さまに安心して情報を提供していただくため、お預かりした個人情報を安全に守るべきことを強く認識し、以下の保護方針に基づき、職員一体となって、個人情報の適切な取扱いを実現することを宣言いたします。

1. 個人情報保護に関する遵守規程を策定・運用を規定し、個人情報を適切に管理します。
2. 個人情報保護の重要性について、法人内で教育啓発活動を実施するほか、個人情報保護の管理・監査者を設置し、適切な管理・監査体制を確立し運用を行い継続いたします。
3. 個人情報の収集・利用・提供については、個人の権利を尊重し、収集目的・使用範囲の限定を明示し、適切な管理に努めます。
4. 個人情報への不正アクセスや、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏えいの予防に努めます。
5. 個人情報保護に関する法令を遵守します。

2005年 4月1日
社会福祉法人 天心会
理事長 東 司

個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人天心会の個人情報保護方針に基づいて、患者さま・利用者・取引先・従業者・学生・実習者・ボランティアの個人情報を取り扱うための体制・方針を定めることにより、個人情報を適切に保護することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程および本規程に基づいて策定される基準等において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 個人情報

「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む）をいう。

(2) 個人データ

「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(3) 個人情報データベース

「個人情報データベース」とは、特定の個人情報をコンピュータを使用して検索することができるように体系的に構成した情報の集合物
紙の個人情報(コンピュータを使用していない)を一定の規則(たとえば、五十音順)に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引等を付けてファイリングしているものをいう。

(4) 保有個人データ

「保有個人データ」とは、本人またはその代理人の求めに応じて、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止のすべてを行うことができる権限を有する「個人データ」で、6か月以上保持するものをいう。

(5) 従業者

「従業者」とは、役員、監査役、正職員、契約職員、嘱託職員、パート職員、アルバイト職員、派遣社員等当法人の業務に従事している者をいう。

(6) 学生

「学生」とは、小阪病院看護専門学校の学生をいう。

(7) 実習者

「実習者」とは、臨床研修実習医、教育機関および行政機関などより法人内各施設にて実習を受けている者をいう。

(8) ボランティア

「ボランティア」とは、当法人の施設にて、自主的に業務などに参加し、無償の奉仕活動をする者をいう。

(適用範囲)

第3条 本規程の適用範囲は、社会福祉法人天心会の各施設を対象とする。

第2章 個人情報管理体制

(個人情報管理委員会)

第4条 理事長は、個人情報の保護に関する意思決定を行うため、個人情報管理委員会を設置する。

2 個人情報保護に関する主管組織は、個人情報管理委員会とする。

(個人情報管理責任者)

第5条 理事長は、個人情報管理責任者を任命する。

2 個人情報管理責任者は、個人情報の取り扱いに関する具体的な手続きを定めた基準およびマニュアルを制定し、周知・徹底を図る。

(部門個人情報管理担当者)

第6条 各施設長は、自組織が保有する個人情報を適切に管理するために、部門個人情報管理担当者を選任、又は個人情報管理委員会委員に委任する。

2 部門個人情報管理担当者は、個人情報管理委員会の構成員として、法人全体の個人情報保護活動にあたるとともに、自組織の従業者を教育し、個人情報の取り扱いに関する基準およびマニュアルに準じた運用状況を監督する。

第3章 個人情報の利用目的の特定

(利用目的の特定)

第7条 個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という)をできる限り特定し、掲示やホームページ等で公表する。

2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。

3 利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知、又は公表するものとする。

(事業ごとの利用目的等の特定)

第8条 別に定める様式により、各施設に個人情報の利用目的を定める「個人情報利用目的説明書」を作成するものとする。

第4章 個人情報の収集

(適正な取得)

第9条 個人情報の収集は、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行うものとする。

(特定の個人情報の収集の禁止)

第10条 次に示す内容を含む個人情報の収集、利用又は提供を行ってはならない。

- (1) 門地、本籍地(所在都道府県に関する情報を除く)、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項
- (2) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (3) 勤労者の団結権、団体交渉及びその他団体行動の行為に関する事項
- (4) 集団示威行為への参加、請願権の行使及びその他の政治的権利の行使に関する事項
- (5) 上記(1)から(4)は疾病と関連する場合に限定し利用、収集できる。

第5章 個人情報の利用

(利用範囲と目的外利用)

第11条 個人情報の利用は、本人が同意した利用目的の範囲内で行わなければならない。

- 2 本人が同意した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

(第三者提供)

第12条 個人データを第三者に提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

第6章 個人情報の管理

(個人情報の正確性の確保)

第13条 個人情報管理責任者は、個人情報を利用目的に応じて必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理しなければならない。

(安全管理措置)

第14条 個人情報保護責任者は、個人データの漏洩、消失等を防止するために、必要かつ適切な安全管理措置(組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置)を講じる。

- 2 個人情報保護の安全管理措置は、「情報セキュリティ管理基準」を準用し、個人データの保護を対象とした措置についてのみ、当該基準で補足する。

(個人情報の廃棄)

第15条 保管期限を過ぎた個人情報、又は当初の目的を達成して不要となった個人情報は速やかに廃棄するものとする。

- 2 個人データを含む文書および電子記憶媒体の物理的な廃棄は、「情報セキュリティ管理基準」の機密情報に準じて取り扱う。

(従業者・学生・実習者の監督)

第16条 従業者の雇用あるいは契約時には、退職後を含めて、個人情報の守秘に関する契約を締結する。

- 2 学生の入学時には、退学または卒業後を含めて、個人情報の守秘に関する契約を締結する。

- 3 実習者の実習開始時には、実習終了後を含めて、個人情報の守秘に関する契約を締結する。
- 4 ボランティアの活動開始時には、活動終了後を含めて、個人情報の守秘に関する契約を締結する。

(委託)

第17条 個人データを取り扱う業務を外部に委託する場合は、個人情報保護責任者の承認を得て、機密保持契約を締結しなければならない。

- 2 個人データを取り扱う業務を外部に委託する場合は、原則として再委託を禁止する。やむをえず、再委託を許可する場合は、再委託先の管理責任等を明確に定め、個人情報保護責任者の承認を得なければならない。

第7章 請求対応

(個人情報の開示・訂正等の受付)

- 第18条 当法人が保有する個人情報に対する開示・訂正等の各施設受付窓口は、部門個人情報管理担当者とする。
- 2 担当者は、「開示等規則」に従い、個人情報管理責任者および各施設長と連携し、すみやかな対応を行う。

第8章 教育

(教育)

- 第19条 個人情報管理責任者は、定期的に従業者および学生を対象とした個人情報管理に関する教育・研修を行う。
- 2 ボランティア・実習者に対しては、個人情報管理に関する説明・指導を行い、意識喚起を図る。

第9章 監査

(監査)

- 第20条 個人情報管理責任者は、本規程を含む個人情報の保護に関する規程類の整備状況およびその遵守状況を把握し、必要な改善を行うことを目的として、定期的に監査を実施する。当該監査は、情報セキュリティ規程に定められた監査と併せて実施す

することもできる。

第10章 緊急対応

(漏洩事案への対応)

第21条 従業者は、個人情報の紛失や漏洩の疑いのある事象を発見または通報を受けた場合、すみやかに個人情報管理担当者へ報告する。

2. 個人情報管理担当者は、各施設長および個人情報管理責任者へ連絡し、その指示に従う。

第11章 罰則

第22条 本規程に違反した職員に対しては就業規則に基づき懲戒を行うことがある。

- 2 本規程に違反した学生に対しては小阪病院看護専門学校学校規則に基づき懲戒を行うことがある。
- 3 上記の1および2項にない者が本規程に違反した場合は、契約の解除および法人が被った被害を請求することがある。

第12章 雑則

(改廃)

第23条 本規程の改廃は、個人情報管理委員会が理事長の承認を得て行うものとする。

(細則)

第24条 個人情報管理責任者は、理事長の承認を得て、必要に応じ個人情報管理に関する細則を制定するものとする。

付則

本規程は、2005年4月1日から施行する。

個人情報保護に関する誓約書

社会福祉法人天心会 理事長 様

私は、当法人の従業者として、個人情報保護に関する法人内規則を十分に理解し、これを遵守いたします。

私は、在職中はもちろん、退職後においても、職務上知り得た個人情報を、正当な事由なく第三者に漏らしません。

以上、誠実に遵守することを誓います。

年 月 日

（施設名）_____

（氏名）_____

個人情報保護に関する誓約書

社会福祉法人天心会 理事長 様

私は、貴法人で実習を受けるにあたり、個人情報保護に関する貴法人内規則を十分に理解し、これを遵守いたします。

私は、実習中に知り得た個人情報を、実習中はもちろん、実習終了後においても、正当な事由なく第三者に漏らしません。

以上、誠実に遵守することを誓います。

年 月 日

(施設名) _____

(氏名) _____

個人情報保護に関する誓約書

社会福祉法人天心会 理事長 様

私は、貴法人で行う実習の実習指導責任者として、個人情報保護に関する貴法人内規則を十分に理解し、これを遵守いたします。

私は、実習指導中知り得た個人情報を、実習指導中はもちろん、実習指導終了後においても、正当な事由なく第三者に漏らしません。

以上、誠実に遵守することを誓います。

年 月 日

(施設名) _____

(氏名) _____

個人情報保護に関する誓約書

社会福祉法人天心会 理事長 様

私は、貴法人でのボランティア活動を行うにあたって、個人情報保護に関する貴法人内規則を十分に理解し、これを遵守いたします。

私は、ボランティア活動中はもちろん、終了後においても、知り得た個人情報を、正当な事由なく第三者に漏らしません。

以上、誠実に遵守することを誓います。

年 月 日

(施設名) _____

(氏名) _____